

茂原市いじめ防止対策の方針

○令和 3 年 1 2 月 茂原市いじめ防止基本方針 策定
茂原市いじめ防止マニュアル(平成 26 年度策定)改訂

○令和 4 年 3 月 茂原市いじめ等問題対策連絡協議会等条例 制定
上記条例により以下の 3 つの組織を設置

1 茂原市いじめ等問題対策連絡協議会

所掌事務：いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議し、関係機関相互の連絡調整を図る。

委 員：委員は 30 人以内

茂原市校長会代表、茂原市内各小中学校生徒指導主任（主事）
訪問相談員、SSW、適応教室指導員、
東上総教育事務所 生徒指導担当指導主事、
青少年指導センター所員、学校教育課長

2 茂原市いじめ対策調査会

所掌事務：いじめの防止等のための対策及びいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関することについて、教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

委 員：6 人以内

選出区分：学識経験のある者（大学教授等）

<委嘱予定委員>

千葉大学教育学部 教授 土田 雄一

植草短期大学 こども未来学科長 教授 佐藤 慎二

臨床心理士 西岡 浩史

茂原市保護司会 会長 深山 泰一

茂原市民生委員児童委員協議会 主任児童委員

3 茂原市いじめ再調査委員会（市長部局が設置）

所掌事務：いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果に、市長の諮問に応じ調査審議する。

委 員：6 人以内

選出区分：学識経験のある者（医師、弁護士、大学教授等）